

政策評価懇談会（第17回）議事要旨

- 1 日時：平成19年11月2日（金）15:00～17:03
- 2 場所：法務省第1会議室
- 3 出席者：（委員）立石座長，川端委員，田辺委員，寺尾委員，中村委員，山根委員，六車委員，渡辺委員（法務省）小津事務次官，深山官房審議官（総合政策統括担当），小山官房参事官（総合調整担当），松下秘書課付，我妻政策評価企画室長補佐，各局部課担当者

4 概要：

日本司法支援センターの現況等について司法法制部から報告した後，質疑応答を行った。
平成19年度法務省事前評価実施結果報告書について事務局から報告した。
政策評価結果の政策への反映状況について事務局から説明した後，委員に意見を求めた。
法務省事後評価の実施に関する計画（平成19年度）の見直し案について事務局から説明した後，委員に意見を求めた。

5 主な意見・指摘等

日本司法支援センターの現況等について

- ・ 法テラスの利用件数が伸びないというのはどういうことなのか。利用さえすれば役に立つのに，ということが知られていないということか，それとも，利用しても機能が限られているため，それを分かっている人は使わないということになるのか。
- ・ 常勤弁護士については，法テラスでキャリアを開始した弁護士が，法曹として重きをなしていくようなキャリアパスがたどれる制度にしていけないと，良い人は来てくれないのではないか。
- ・ アメリカではロースクールで教育を受けるために多くの学生が借金をするが，優秀な学生が借金返済の心配をしないで公共訴訟を手がけている事務所働くことができる奨学金の仕組みがある。日本の場合も，経済的な手当てについて考える必要があるのではないか。

政策評価結果の政策への反映状況について

- ・ 評価はある一定の形をとっていて，予算要求への反映が減額となっているものについては，業務がそれなりに順調に推移して，予算を減らしても効率的にできるという分析と考えてよいのか。
- 法務省事後評価の実施に関する計画の見直しについて
- ・ 「社会経済情勢に即応した基本法制の整備」については，平成21年度末まで検討を行う旨記載されているが，具体的な法律名は，平成20年ころまでの整備予定しか記載されておらず，中期的な展望が見えない。
 - ・ 「裁判員制度の啓発推進」の目的・目標に，「裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ者の割合を全体の7割以上とする」とあるが，内閣府の特別世論調査結果では，45パーセントの方が「あまり参加したくないが義務であるならば参加せざるを得ない」と回答しており，この層を「積極的な意識を持つ」という中に含めるのかどうかによって，評価も相当変わってくると思われる。
 - ・ 裁判員制度については，最近は模擬裁判などが盛んに行われているが，まじめになりすぎていて，逆に国民の間に恐怖心のようなものが出てきているような気がする。どういう形で広報するかという戦略的なところを早急に検討していただきたい。
 - ・ 「矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進」の中でいきなりPFIという言葉が使用されているが，その意義が書かれていないと，一般の人が見て分かりにくいのではないか。
 - ・ 「矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進」におけるPFI事業については，今のところどのような問題があって，どのような問題が生じないときにうまくいったと判断するのか。
 - ・ 「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」について，地方公共団体の情報提供要請に対する回答率の目標値を100パーセントとしているが，質問に答えるのは当然であり，正確度の高い情報を提供することが重要ではないか。
 - ・ 「人権の擁護」の達成目標2に「人権侵害事件の適正かつ迅速な調査・対応」とあるが，「迅速」を測る指標は検討していないのか。

以上